

野田市行政改革大綱
一部見直し
(素案)

令和4年●月改訂

野 田 市

今回のパブリック・コメント手続は、枠で囲まれた項目を対象として実施いたします。

目 次

第1章 策定の背景

- 1 行政改革の必要性
- 2 これまでの取組
- 3 社会環境の変化
- 4 将来人口
- 5 野田市の財政状況
- 6 財政の見通し
- 7 行政改革大綱の基本的考え方

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

- (1) 市民との協働
- (2) 民間活力の有効活用
- (3) 行政サービスの在り方の検討
- (4) 外郭団体等の見直し
- (5) 財政運営の健全化
- (6) 情報化の推進

2 組織等の見直し

- (1) 組織機構の見直し
- (2) 定員の適正化
- (3) 給与の適正化
- (4) 職員の資質の向上

3 公共施設等の適正な維持管理

- (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進
- (2) 民間施設の有効活用
- (3) 公有財産の有効活用
- (4) 行政サービスの広域化

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(2) 民間活力の有効活用

【見直し前】

③ 現業部門の業務の民間委託

(省略)

補修事務所の業務については、委託よりも直営による対応が迅速に行える場合もあることから、直営と委託との比較検証を行い、今後の方向性を検討する。

【見直し後】

③ 現業部門の業務の民間委託

(省略)

補修事務所の業務については、直営と委託との比較検証を行った結果、直営の方が迅速に対応できることから直営とする。今後、直営で対応するための体制と機能強化を図っていく。

2 組織等の見直し

【見直し前】

(1) 組織機構の見直し

(省略)

① 組織の統廃合と組織体制の整備

(省略)

また、教育委員会制度改革については、総合教育会議において、「市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」という仕組みの構築により、教育行政における政治的中立性、継続性及び安定性が確保されており、今後もこの考え方を堅持していく。

なお、「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」との表記では、本来行われるべき自由な意見交換ができないと、市民から誤解を招くような表現となっているため、次のとおり明確化する。

(省略)

- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。

(省略)

② 附属機関の整理合理化

(省略)

【見直し後】

(1) 組織機構の見直し

(省略)

さらに、組織機構の見直しとともに、機動的な組織にするためには、職員研修などを活用して職員の意識改革を強力に推し進める対策を講じる必要がある。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

(省略)

○4年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・児童家庭部を健康子ども部に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化する。
- ・魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄の広報戦略室を特命担当として新設する。
- ・広報広聴課の広聴部門については、総務課へ移管する。
- ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工課に名称変更する。

- ・保健センター（関宿保健センター）は、健康子ども部へ移管することにより関係課との更なる連携を図る。
- ・子ども支援室は、「すこやか相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特化し、健康子ども部へ移管する。
- ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。
- ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
- ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
- ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は、市民生活課へ移管する。

② 総合教育会議

「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。」は、教育行政の中立性、継続性及び安定性確保の根幹であることから、これを堅持する。

総合教育会議の事務局を原則どおり市長部局に置くことで、双方の立場から協議を求めることができるようにする。

市長から申し出ることのできる協議題を予算等に限定しているが、想定される協議事項のほとんどは、予算を伴うものである。限定の目的は、教育行政の政治的中立性を確保することにあることから、市長は、教科書の採択や個別の教職員人事は当然のこと、国が協議事項として考えられるとする教科書採択の方針や教職員人事の基準など、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないこととすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。

(省略)

- ・総合教育会議の事務局は市長部局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないこととすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。

(省略)

③ 附属機関の整理合理化

(省略)